《ポイント計算表》

	高度学術研究分野		高度専門•技術分	野	高度経営•管理分	野		
	博士号(専門職に係	る当	や位を除く。) 取得者	30	博士号又は修士号取得			
	修士号(専門職に係る博 士を含む。)取得者	20	修士号(専門職に係る博 士を含む。)取得者(注7)	20	者(注7)	20		
学 歴	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く。)							
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を複数有している者							
職歴			10年~	20	10年~	25		
(宝教怒除)		5	7年~	15	7年~	20		
(注1)	•	0	5年~	10	5年~	15		
	3年~	5	3年~	5	3年~	10		
					3, 000万~	50		
年 収	年齢区分に応じ、ポイント	4 \$1	ナトされて左切の下四ち	40	2, 500万~	40		
年 収 (注2)	年節区分に心し、小イント	リチされる午収の下限を 詳細けの参照	S	2, 000万~	30			
(112)	英なるものとする。		叶州山など少 元	10	1, 500万~	20		
					1, 000万~	10		
	~29歳 1	5	~29歳	15		H		
_		0	~34歳	10				
		5	~39歳	5				
		25	O O MIX	3		-		
ボーナス① 〔研究実績〕	詳細は③参照	s 20	詳細は③参照	15				
ボーナス② 〔地位〕					代表取締役、代表執行役 取締役、執行役	10 5		
ボーナス③			職務に関連する日本の国 家資格の保有(1つ5点)	10				
ボーナス④	イノベーションを促進するための支援措置(法務大臣が告示で定めるもの) を受けている機関における就労(注3)							
ボーナス⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労							
ボーナス⑥	職務に関連する外国の資格等							
ボーナス⑦	本邦の高等教育機関において学位を取得							
ボーナス⑧	日本語能力試験N1取得者(注4)又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者							
ボーナス⑨	日本語能力試験N2取得者(注5)(ボーナス⑦又は®のポイントを獲得したものを除く。)							
ボーナス⑩	成長分野における先端的事業に従事する者(法務大臣が認める事業に限る。)							
ボーナス⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者 1							
ボーナス①	法務大臣が告示で定める研修を修了した者(注6)					5		
ボーナス⑬					経営する事業に1億円以 上の投資を行っている者	5		
ボーナス①	投資運用業等に係る業務に従事 10							
ボーナス⑮	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、地方公共団体における高度人材外国人の受入れを促進するための支援措置(法務大臣が認めるもの) を受けている機関における就労					10		
	合格点 70							

①最低年収基準

高度専門・技術分野及び高度経営・管理 分野においては、<u>年収300万円以上であること</u>が必要

②年収配点表								
	~29歳	~34歳	~39歳	40歳~				
1,000万	40	40	40	40				
900万	35	35	35	35				
800万	30	30	30	30				
700万	25	25	25	_				
600万	20	20	20	_				
500万	15	15	_	_				
400万	10	_	_	_				

③研究実績		高度学術 研究分野	高度専 門・技術 分野				
	特許の発明 1件~	20	15				
	入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績3件~	20	15				
研究実績	研究論文の実績については、我が国の国の機関において利用されている学術論なデータベースに登誌に掲載されている諸されている情報に対しているする。) (申請人が責任という。) 3本~	20	15				
*	上記の項目以外で、 上記項目におけるも のと同等の研究実績 があると申請人が著ア ピールする場合()、 質の受機関の長の意 係行政機関ので法務 見を聴いた上で法務 大臣が個別にポイント の付与の適否を判断	20	15				

※高度学術研究分野については、2つ以 上に該当する場合には25点

(注1)従事しようとする業務に係る実務 経験に限る

(注2)※1 主たる受入機関から受ける 報酬の年額

※2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算る

※3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる (注3)就労する機関が中小企業である 場合には、別途10点の加点

(注4)同等以上の能力を試験(例えば、 BJTビジネス日本語能力テストにおける 480点以上の得点)により認められてい る者も含む

(注5)同等以上の能力を試験(例えば、 BJTビジネス日本語能力テストにおける 400点以上の得点)により認められてい る者も含む

(注6)本邦の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く

(注7)経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途 5点の加点